

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金 曜 日 発 行

(当日が休日又は
の翌日は、その翌日)

目 次

◇ 告 示

農用地利用増進規程の認可

農用地利用増進規程の変更の認可

肥料の分析検査の結果の概要

保安林の指定

指定施業要件の変更予定の保安林

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可(四件)

土地改良事業計画の変更の認可

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

開発行為に関する工事の完了(二件)

◇ 公 告

林業改良指導員資格試験の合格者

告

示

鳥取県告示第九十八号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十五条の三第一項の規定に基づき、農用地利用増進規程の認可をしたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

認可に係る農用地利用増進規程	認可の年月日	農用地利用増進規程を備え置く市町村の事務所の所在地
米子市農用地利用増進規程	昭和五十四年 二月二十三日	米子市中町 米子市役所
河原町農用地利用増進規程	"	八頭郡河原町大字渡一木 河原町役場
用瀬町農用地利用増進規程	"	八頭郡用瀬町大字用瀬 用瀬町役場
佐治村農用地利用増進規程	"	八頭郡佐治村大字加瀬木 佐治村役場
羽合町農用地利用増進規程	"	東伯郡羽合町大字久留 羽合町役場
日吉津村農用地利用増進規程	"	西伯郡日吉津村大字日吉津 日吉津村役場
大山町農用地利用増進規程	"	西伯郡大山町信 大山町役場
中山町農用地利用増進規程	"	西伯郡中山町大字赤坂 中山町役場
江府町農用地利用増進規程	"	日野郡江府町大字江尾 江府町役場

鳥取県告示第九十九号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の四第一項の規定に基づき、農用地利用増進規程の変更の認可をしたので、同法同条第二項において準用する同法第十五条の三第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

認可に係る農用地利用増進規程	認可の年月日	農用地利用増進規程を備え置く町の事務所の所在地
溝口町農用地利用増進規程	昭和五十四年 二月二十三日	日野郡溝口町大字溝口 溝口町役場

鳥取県告示第二百号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月から十二月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を、同法同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

肥料の種類	保証票添付者	検査点数うち合格点数
熔融りん肥 水産動物質肥料粉末	日之出化学工業株式会社 株式会社 小林商店	三 六 〇 〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	第一種複合肥料	魚糞物加工肥料	乾燥菌体肥料	蒸製骨粉	"						
株式会社 上野	吉川油脂工業株式会社	岸 小三郎	多木化学株式会社	株式会社 マキタ産業	鳥取産業株式会社	トリア化成株式会社	大東肥料株式会社(熊本)	日産化学工業株式会社	関西日産化学株式会社	中央化成株式会社	コウノシマ化成株式会社	多木化学株式会社	住友化学工業株式会社	三井東圧化学株式会社	セントラル硝子株式会社	三菱化成工業株式会社	株式会社 九鬼製肥所	豊生肥糧株式会社	日新化成工業株式会社	光興業株式会社	昭和化成肥料株式会社	宇部化成肥料株式会社	協和醱酵工業株式会社	
六	三	三	三	三	三	三	三	六	九	九	九	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

炭酸カルシウム肥料	清和肥料工業株式会社	六	○
副産石 灰	貴島産業株式会社	三	○
副産石 灰	日東肥料化学工業株式会社	三	○
副産石 灰	鐘淵化学工業株式会社	三	○
副産石 灰	中山石灰工業株式会社	三	○
副産石 灰	清水工業株式会社	三	○
副産石 灰	有限会社 坂出組	三	○
副産石 灰	日本耕土産業株式会社	三	○
副産石 灰	日の丸産業株式会社	三	○
副産石 灰	日本耕土産業株式会社	三	○

鳥取県告示第百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により次のように保安林の指定をする。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林の所在場所

米子市河崎字大水路沖三三四〇

二 指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百二十二号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字水谷字鷲峰山、大字河内字鷲峰山、字本谷、字佐谷

(以上四字国有林。次の図に示す部分に限る。)、字滑石、大字末用字露

谷二二四三の一、字東山二二三五、字鷲峰山(以上二字及び二筆国有林)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部造林課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二二三号

昭和五十四年一月二十五日付けで東伯郡東郷町旭一一三番地舎人土地改良区から申請のあつた舎人地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年三月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二四四号

昭和五十四年二月一日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良(松原地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年三月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五号

西伯町から申請のあつた町営土地改良(西地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百六号

西伯町から申請のあつた町営土地改良(口絹屋地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百七号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(父原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月一日認可

したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良(重山地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良(来日地区ほ場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月一日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき、末恒団地第一土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県住宅供給公社

二 事務所所在地

鳥取市東町一丁目二七一番地

三 事業施行期間

第三工区

変更前	変更後
昭和四十七年十月二十七日から昭和五十四年三月三十一日まで	昭和四十七年十月二十七日から昭和五十五年三月三十一日まで

四 施行地区

第三工区

鳥取市三津字西傍示ノ巻、字西傍示ノ式、字鳥打場ノ一及び字鳥打場ノ二の各一部並びに伏野字内河原、字深沢、字清水谷及び字沖田ノ一の各一部

五 施行認可の年月日

昭和四十七年十月二十三日

六 事業年度

変更前	変更後
昭和四十七年度から昭和五十三年度まで	昭和四十七年度から昭和五十四年度まで

七 公告の方法

鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県住宅供給公社掲示板に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十四年三月一日

鳥取県告示第二百十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年三月十七日 鳥取県指令受都計第四十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市秋里字下大石橋

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町西三丁目一四九番地 小原 誠

鳥取県告示第二百十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年十一月一日 鳥取県指令受都計第二千七百六十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市富益町字新開寺

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市灘町三丁目一三番地 初岡二郎

公 告

昭和54年 2 月 9 日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和54年 3 月 6 日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

研二	好章	文雄
高橋	片岡	右田
孝司	光貴	義洋
野	倉山	三浦
吉	小倉	三浦
真一	正治	元寛
乙黒	飛田	裕部
正俊	俊幸	安亮
近藤	小谷	熊田
男	鬼	知治
宇盛	巳喜	良幸